

平成27年2月定例会議 提出案件説明資料

(予算案件を除く)

	案 件 名	担 当 課	頁
条 例 案	議第44号 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案	建築課 建築指導室	1
	議第45号 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	住宅課	9
	議第47号 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	都市計画課	17
そ の 他 の 議 案	議第52号 契約の締結につき議決を求めることについて(大津信楽線補助道路整備工事)	道路課	21

## 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 56 条の 2 第 1 項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る平均地盤面からの高さについて指定するほか、その他必要な規定の整備を行うため、滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域を新たに指定することとします。（第 36 条関係）
- (2) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る平均地盤面からの高さについて指定することとします。（第 36 条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県建築基準条例 第36条 表

対象区域	法別表第4 (い) 欄に掲げる地域または区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	法別表第4 (ろ) 欄の4の項イまたはロ	法別表第4 (は) 欄の2の項および3の項の平均地盤面からの高さ	法別表第4 (に) 欄の号
第1種低層住居専用地域		10分の5の区域、10分の6の区域および10分の8の区域			(1)
		10分の10の区域			(2)
第2種低層住居専用地域		10分の6の区域および10分の8の区域			(1)
		10分の10の区域および10分の15の区域			(2)
第1種中高層住居専用地域		10分の10の区域および10分の15の区域		4メートル	(1)
		10分の20の区域		4メートル	(2)
第2種中高層住居専用地域		10分の20の区域		4メートル	(2)
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域および近隣商業地域		10分の20の区域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域		10分の10の区域	ロ		(3)

【参考】建築基準法

法別表第4 日影による中高層の建築物の制限 (第56条、第56条の2関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)		
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあつては、2時間)	2時間 (道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間 (道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間 (道の区域内にあつては、4時間)	3時間 (道の区域内にあつては、2.5時間)
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m又は6.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあつては、2時間)	2時間 (道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間 (道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間 (道の区域内にあつては、4時間)	3時間 (道の区域内にあつては、2.5時間)
3	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m又は6.5m	(1)	4時間 (道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあつては、2時間)
				(2)	5時間 (道の区域内にあつては、4時間)	3時間 (道の区域内にあつては、2.5時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間 (道の区域内にあつては、2時間)	2時間 (道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間 (道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間 (道の区域内にあつては、4時間)	3時間 (道の区域内にあつては、2.5時間)
		ロ 高さが10mを超える建築物	4m	(1)	3時間 (道の区域内にあつては、2時間)	2時間 (道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間 (道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間 (道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間 (道の区域内にあつては、4時間)	3時間 (道の区域内にあつては、2.5時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

議第44号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しおよび同条第1項中「がけ」を「崖」に改め、同条第2項中「がけ」を「崖」に改め、同項第4号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第36条中「指定するもの」の右に「、平均地盤面からの高さとして同表（表）欄の2の項および3の項に掲げるもののうちから指定するもの」を加え、同条の表を次のように改める。

対 象 区 域		法別表第4 （表）欄の4 の項イまた はロ	法別表第4 （表）欄の2 の項および 3の項の平 均地盤面か らの高さ	法別表第4 （表）欄の号
法別表第4（表） 欄に掲げる地域 または区域	法第52条第1項各号 に掲げる建築物の容 積率が定められた区 域			
第1種低層住居 専用地域	10分の5の区域、10 分の6の区域および 10分の8の区域			(1)
	10分の10の区域			(2)
第2種低層住居 専用地域	10分の6の区域およ び10分の8の区域			(1)
	10分の10の区域およ び10分の15の区域			(2)
第1種中高層住 居専用地域	10分の10の区域およ び10分の15の区域		4メートル	(1)
	10分の20の区域		4メートル	(2)
第2種中高層住 居専用地域	10分の20の区域		4メートル	(2)
第1種住居地 域、第2種住居				

地域、準住居地域および近隣商業地域	10分の20の区域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	10分の10の区域	□		(3)

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第44号 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第2条 居室を有する建築物が高さ2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）に近接する場合には、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、当該建築物との間に当該崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 崖の形状または土質により当該建築物の安全上支障がないと認められる場合</p> <p>(2) 崖に擁壁の設置その他の当該建築物の安全上必要な措置が講ぜられていると認められる場合</p> <p>2 崖の下に居室を有する建築物を建築する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該崖については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 当該建築物の外壁および構造耐力上主要な部分（崖の崩壊による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。）の構造が、崖の崩壊により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法であると認められるとき。</p> <p>(2) 前号に定める構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する構造方法を用いていると認められる門または扉を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう<sup>に</sup>設けるとき。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、明らかに当該建築物の外壁等に崖の崩壊による衝撃が作用しないと認められるとき。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(がけに近接する建築物)</p> <p>第2条 居室を有する建築物が高さ2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）に近接する場合には、<u>がけの上</u>にあつては<u>がけの</u>下端から、<u>がけの下</u>にあつては<u>がけの上端</u>から、当該建築物との間に当該<u>がけの高さ</u>の2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>がけ</u>の形状または土質により当該建築物の安全上支障がないと認められる場合</p> <p>(2) <u>がけ</u>に擁壁の設置その他の当該建築物の安全上必要な措置が講ぜられていると認められる場合</p> <p>2 <u>がけ</u>の下に居室を有する建築物を建築する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>がけ</u>については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 当該建築物の外壁および構造耐力上主要な部分（<u>がけの崩壊</u>による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。）の構造が、<u>がけの崩壊</u>により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法であると認められるとき。</p> <p>(2) 前号に定める構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する構造方法を用いていると認められる門または扉を、<u>がけの崩壊</u>により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう<sup>に</sup>設けるとき。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、明らかに当該建築物の外壁等に<u>がけの崩壊</u>による衝撃が作用しないと認められるとき。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>

(平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が急傾斜地の崩壊であるものに限る。)内において当該建築物を建築するとき。

第3条～第35条 省略

(法第56条の2第1項の条例で指定する区域等)

第36条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、制限を受ける建築物として法別表第4(ろ)欄の4の項イまたはロのうちから指定するものおよび生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表のとおりとする。

対象区域	法別表第4(ろ)欄の4の項イまたはロ	法別表第4(に)欄の号
法別表第4(い)欄法第52条第1項各号に掲げる地域または区域	建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域	10分の5の区域、10分の6の区域および10分の8の区域	(1)
	10分の10の区域	(2)
第2種低層住居専用地域	10分の6の区域および10分の8の区域	(1)
	10分の10の区域および10	(2)

(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が急傾斜地の崩壊であるものに限る。)内において当該建築物を建築するとき。

第3条～第35条 省略

(法第56条の2第1項の条例で指定する区域等)

第36条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域、制限を受ける建築物として法別表第4(ろ)欄の4の項イまたはロのうちから指定するもの、平均地盤面からの高さとして同表(は)欄の2の項および3の項に掲げるものうちから指定するものおよび生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表のとおりとする。

対象区域	法別表第4(ろ)欄の4の項イまたはロ	法別表第4(は)欄の2の項および3の項の平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
法別表第4(い)欄法第52条第1項各号に掲げる地域または区域	建築物の容積率が定められた区域		
第1種低層住居専用地域	10分の5の区域、10分の6の区域および10分の8の区域		(1)
	10分の10の区域		(2)
第2種低層住居専用地域	10分の6の区域および10分の8の区域		(1)
	10分の10の区域		(2)

分の15の区域			
第1種中高層住居 専用区域	10分の15の区域	(1)	
	10分の20の区域	(2)	
第2種中高層住居 専用区域	10分の20の区域	(2)	
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域および近隣商業地域	10分の20の区域	(2)	
用途地域の指定のない区域	10分の10の区域	(3)	ロ

第36条の2～第37条 省略

第1種中高層住居専用区域	および10分の15の区域			
	10分の10の区域	4メートル	(1)	
	および10分の15の区域			
	10分の20の区域	4メートル	(2)	
第2種中高層住居専用区域	10分の20の区域	4メートル	(2)	
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域および近隣商業地域	10分の20の区域	4メートル	(2)	
用途地域の指定のない区域	10分の10の区域		(3)	ロ

第36条の2～第37条 省略



## 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 30 条の規定および東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成 24 年法律第 48 号)の規定に基づく国からの要請により、居住制限者および支援対象避難者について、県営住宅の入居者資格の特例措置を定めるとともに、県営住宅の設置場所について清水団地の用途廃止による取壊しに伴う所要の改正を行うため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和 34 年滋賀県条例第 31 号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 居住制限者および支援対象避難者について、県営住宅の入居資格の要件を緩和することとします。(第 4 条、第 5 条関係)
- (2) 東近江市の清水団地について、用途廃止により取壊しを行うため、「東近江市八日市清水二丁目」を削除することとします。(別表第 2 関係)
- (3) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

## ○県営住宅の被災者への特例措置について

法律名	福島復興再生特別措置法	子ども・被災者支援法
公布年	平成 24 年法律第 25 号	平成 24 年法律第 48 号
目的	原子力災害により、多大な被害を受けた福島の復興・再生	自主避難者への生活支援
期間	定めなし	定めなし
公営住宅法上の 特例措置	居住制限者 (被災時に「避難指示区域」に 居住していた方)	支援対象避難者 (被災時に「支援対象地域」に居住 していた方) ※支援対象地域：福島県中通り、 浜通り(避難指示区域除く)
	住宅困窮要件を満たす者は、 収入要件を問わない(法)	公営住宅の入居に優先的な取扱い を行うよう要請する(局長通知)
	特定入居：可	特定入居：不可
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例 (○：必要、△：緩和、×：不要)		
県内在住在勤要件	×	×
同居親族要件	×	○
収入要件	×	△ (優先措置あり)
住宅困窮要件	× (明らか)	△ (優先措置あり)
税滞納要件	×	○
暴力団排除要件	○	○

×：今回の条例改正で要件を不要とするもの。

## 議第45号

## 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、県内に住所または勤務場所を有する者のうち」を削り、同項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 現に県内に住所または勤務場所を有する者であること。

第4条第2項中「第1号」を「第2号」に改め、同条第3項中「、県内に住所または勤務場所を有する者のうち」を削り、同項第1号中「第4号および第5号」を「第2号、第5号および第6号」に改める。

第5条第1項中「前条第1項第1号から第4号まで」を「前条第1項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中「第21条」の右に「または福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条」を加え、「第23条第2号」を「第23条各号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第3号ア」に、「同条第1項第2号から第5号まで」を「同条第1項各号（第2号を除く。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第24条第1項中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第3号」に改める。

別表第2中 「高島市新旭町安井川  
東近江市八日市清水二丁目」 を「高島市新旭町安井川」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(入居資格者)</p> <p>第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、<u>県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2) その者の収入がアまたはイに掲げる場合に応じ、それぞれアまたはイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは第3項もしくは第8条第1項の特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものもしくは法第8条第1項各号のいずれかにか該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 214,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) 県税および市町税を滞納していない者であること。</p> <p>(5) その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者のうち前項（第1号を除く。）に規定する入居資格を有する者は、<u>県営住宅（規則で定める規格のものに限る。）に入居することができる。</u></p> <p>3 特定県営住宅に入居することができる者は、<u>県内に住所または勤務場所</u></p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(入居資格者)</p> <p>第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、<u>次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) 現に県内に住所または勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(3) その者の収入がアまたはイに掲げる場合に応じ、それぞれアまたはイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは第3項もしくは第8条第1項の特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものもしくは法第8条第1項各号のいずれかにか該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 214,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかでない者であること。</p> <p>(5) 県税および市町税を滞納していない者であること。</p> <p>(6) その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者のうち前項（第2号を除く。）に規定する入居資格を有する者は、<u>県営住宅（規則で定める規格のものに限る。）に入居することができる。</u></p> <p>3 特定県営住宅に入居することができる者は、<u>次の各号のいずれにも該当</u></p>

- を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 第1項第1号、第4号および第5号に該当すること。
  - (2) 規則で定める基準の所得があること。
  - (3) 自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

(入居資格者の特例)

第5条 公営住宅の借上げに係る契約の終了または法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条第2号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

3 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（同条第2項の規則で定める者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

第6条～第23条 省略

(収入超過者に対する措置等)

第24条 知事は、毎年度、第12条第3項の規定により認定した入居者の収入が第4条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2～4 省略

する者とする。

- (1) 第1項第1号、第2号、第5号および第6号に該当すること。
- (2) 規則で定める基準の所得があること。
- (3) 自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

(入居資格者の特例)

第5条 公営住宅の借上げに係る契約の終了または法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第2号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条または福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

3 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。

4 前条第1項第3号アに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（同条第2項の規則で定める者にあつては、同条第1項各号（第2号を除く。））に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

第6条～第23条 省略

(収入超過者に対する措置等)

第24条 知事は、毎年度、第12条第3項の規定により認定した入居者の収入が第4条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2～4 省略

第25条～別表第1 省略

別表第2 (第2条の3関係)

大津市朝日が丘一丁目  
大津市朝日が丘二丁目  
大津市三大寺  
大津市一里山四丁目  
大津市栗林町  
大津市大平一丁目  
大津市大平二丁目  
彦根市芹川町  
彦根市東沼波町  
彦根市開出今町  
彦根市八坂町  
長浜市朝日町  
長浜市新庄寺町  
長浜市新庄中町  
長浜市新栄町  
長浜市殿町  
長浜市木之本町木之本  
長浜市木之本町黒田  
近江八幡市西本郷町  
近江八幡市鷹飼町  
草津市木川町  
草津市西矢倉二丁目  
草津市西渋川二丁目  
守山市播磨田町  
守山市石田町  
栗東市川辺

第25条～別表第1 省略

別表第2 (第2条の3関係)

大津市朝日が丘一丁目  
大津市朝日が丘二丁目  
大津市三大寺  
大津市一里山四丁目  
大津市栗林町  
大津市大平一丁目  
大津市大平二丁目  
彦根市芹川町  
彦根市東沼波町  
彦根市開出今町  
彦根市八坂町  
長浜市朝日町  
長浜市新庄寺町  
長浜市新庄中町  
長浜市新栄町  
長浜市殿町  
長浜市木之本町木之本  
長浜市木之本町黒田  
近江八幡市西本郷町  
近江八幡市鷹飼町  
草津市木川町  
草津市西矢倉二丁目  
草津市西渋川二丁目  
守山市播磨田町  
守山市石田町  
栗東市川辺

栗東市小平井一丁目  
甲賀市水口町水口  
甲賀市水口町西林口  
甲賀市信楽町長野  
野洲市上屋  
野洲市永原  
湖南市石部南四丁目  
湖南市岩根  
高島市今津町弘川  
高島市今津町日置前  
高島市揮戸  
高島市新旭町安井川  
東近江市八日市清水二丁目  
東近江市今堀町  
東近江市尻無町  
東近江市沖野四丁目  
東近江市春日町  
東近江市今町

栗東市小平井一丁目  
甲賀市水口町水口  
甲賀市水口町西林口  
甲賀市信楽町長野  
野洲市上屋  
野洲市永原  
湖南市石部南四丁目  
湖南市岩根  
高島市今津町弘川  
高島市今津町日置前  
高島市揮戸  
高島市新旭町安井川  
(削除)  
東近江市今堀町  
東近江市尻無町  
東近江市沖野四丁目  
東近江市春日町  
東近江市今町



## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

景観行政団体である彦根市および甲賀市に、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第28条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部をこれらの市において処理したいとの申し出があったことから、滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに彦根市および甲賀市が処理することとします。(第29条の2関係)
- (2) その他
  - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

## 議第47号

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項および第2項中「長浜市」を「彦根市、長浜市」に改め、「守山市」の右に「、甲賀市」を加える。

## 付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「彦根市、」および「、甲賀市」を削り、同表(9)の2の項中「長浜市」を「彦根市、長浜市」に改め、「守山市」の右に「、甲賀市」を加える。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)                      第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で長浜市、草津市、守山市、野洲市および高島市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、長浜市、草津市、守山市、野洲市および高島市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)                      第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および高島市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および高島市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
(9) 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。) ならびに滋賀県屋外広告物条例 (昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。) および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	彦根市、近江市、栗東市、八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、および町	(9) 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。) ならびに滋賀県屋外広告物条例 (昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。) および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	近江八幡市、栗東市、湖南市、東近江市、米原市および町
(9)の2 屋外広告物法 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	長浜市、草津市、守山市、野洲市および高島市	(9)の2 屋外広告物法 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および高島市

契約の締結につき議決を求めることについて  
 (大津信楽線補助道路整備工事)

(事業概要)

県道大津信楽線は、大津市東部と甲賀市信楽町を結ぶ主要地方道である。  
 当路線は、幅員狭小かつ線形不良の区間が連続し、更には異常気象時通行規制区間にもなっていることから、大戸川ダム建設事業に併せて道路整備することにより災害時等にも安定した交通を確保するものである。

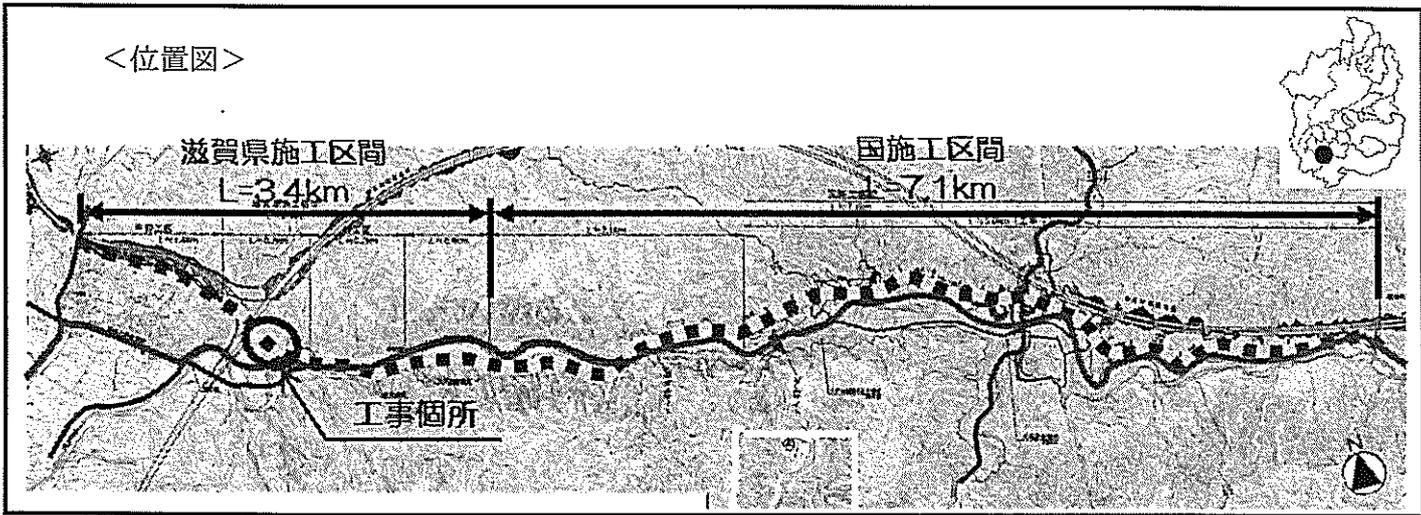
- ・全体延長：10.5km (国施工区間：7.1km、県施工区間3.4km)
- ・事業費：国施工区間・・・約260億円 (国：211億円、県：約49億円)  
 県施工区間・・・約25億円

(工事概要)

1. 工事名 平成26年 第E101-13号 大津信楽線補助道路整備工事
2. 施工場所 大津市上田上牧町
3. 概要 施工延長448m  
 トンネル工 364m、NATM工法、内空断面積59.969㎡  
 トンネル掘削工 359.7m、覆工コンクリート工 362.6m、道路改良工 84m、  
 函渠工一式、ブロック積擁壁工 308㎡、補強土壁工 277㎡、  
 排水構造物工 400m

(契約概要)

1. 契約金額 1,207,440,000円
2. 契約の相手方 前田・八田建設工事共同企業体  
 代表者 前田建設工業株式会社 関西支店  
 常務執行役員支店長 小酒井 公行
3. 工期 本契約成立の日より5日以内の日から平成28年8月1日まで  
 開札日：平成26年12月24日  
 仮契約日：平成27年1月8日
4. 入札方式 制限付き一般競争入札(総合評価方式)  
 総合評価基準点100点+加算点33.5点=133.5点満点  
 この点数を入札価格で除し値が評価値となり、この値が最も高い業者が落札者となる。



入札結果調書 (1回目)		工事名称	工事番号	平成26年度 第E101-13号	
			工事名	大津信楽線補助道路整備工事	
開札日	平成26年12月24日	時間	10時34分	開札場所	電子入札システム内
工事場所	大津市上田上牧町				
番号	業者名	技術評価点	入札価格	評価値	備考
1	浅沼・奥田建設工事共同企業体	⑥ 121.500	⑥ 1,152,000,000 円	⑥ 10.546	
2	岐建・丸橋建設工事共同企業体	⑨ 120.000	⑦ 1,192,000,000 円	⑧ 10.067	
3	熊谷・たち建設工事共同企業体	② 126.000	⑧ 1,197,717,000 円	⑦ 10.520	
4	桑原組・杉橋建設共同企業体	失格			
5	鴻池・谷庄建設工事共同企業体	④ 124.000	① 1,098,000,000 円	② 11.293	
6	清水建設・近江道路土木建設工事共同企業体	⑨ 120.000	⑨ 1,224,400,000 円	⑨ 9.800	
7	西武・西村建設工事共同企業体	⑥ 121.500	② 1,106,000,000 円	④ 10.985	
8	竹中土木・高島鉦建建設工事共同企業体	⑤ 122.000	⑤ 1,145,000,000 円	⑤ 10.655	
9	大豊・大山建設工事共同企業体	③ 124.500	③ 1,110,000,000 円	③ 11.216	
10	フジタ・昭建建設工事共同企業体	⑧ 121.000	⑩ 1,240,000,000 円	⑩ 9.758	
11	前田・八田建設工事共同企業体	① 127.000	④ 1,118,000,000 円	① 11.359	落札
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
工 事 概 要 等	施工延長 448m トンネル工 一式 トンネル延長 364m、NATM工法 道路改良工 一式		評価値の表示については評価値に「100,000,000」を乗じている。 上記の入札書記載金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格である。		
	予定価格(税抜き) : 1,237,494,000 円 基準評価値 : 8.080	契約予定年月日 平成27年1月8日 工事期間 自 本年12月24日(開札日) 迄 平成28年8月1日			

## 議第52号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 大津信楽線補助道路整備工事
- 2 契約金額 1,207,440,000 円
- 3 契約の相手方 大阪市中央区久太郎町二丁目5番30号  
前田・八田建設工事共同企業体  
代表者 前田建設工業株式会社関西支店  
常務執行役員支店長 小酒井 公 行